

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小豆島町長

市町村名 (市町村コード)	小豆島町 (37324)	
地域名 (地域内農業集落名)	苗羽地区(馬木・苗羽・古江・堀越・田浦) 坂手地区(坂手)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月26日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、家庭菜園レベルの極小な農地や車両侵入が困難な耕作地が多く、山林化した農地も増えてきている。農免道路が整備されている集落もあるが、鳥獣被害により山側の多くが荒廃地と化している。

農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区では、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者が担い、入作を希望する認定新規就農者や移住就農者の受入れを促進することに対応する。農地の集積・集約化を進めるとともに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に耕地面積の拡大を図るとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の不耕作農地を中心に農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や町、JA等が連携して、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や、生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、担い手が引き継ぐまでの保全・管理作業を農協や農事組合法人等の民間事業者に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル被害が拡大しないよう侵入防止柵・電気柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内で捕獲・追い払いする人材の確保・育成に努める。

⑤オリーブ栽培の先駆地として、オリーブオイルの生産や関連製品の開発・ブランド化を継続し、町の主要産業として発展させる。